

薬食発第0326026号
平成19年3月26日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局長

薬局機能情報提供制度実施要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報について、薬局開設者が都道府県知事に報告する事項、都道府県知事による公表の方法等を定めるため、薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成19年厚生労働省令第28号）を公布したところである。

今般、その具体的な実施方法等については、別添「薬局機能情報提供制度実施要領」により実施することとしたので御了知の上、貴管下関係者等への周知方よろしく取り計らい願いたい。